

## 2.2.11 災害の状況

### 1)災害による被害の発生状況

調査対象地域における令和2年の災害による被害の発生状況は表2.2-37に、計画区域がある港南区の平成28年～令和2年までの災害による被害の発生状況の推移は表2.2-38に示すとおりです。

令和2年の横浜市内では、住宅被害で一部破損が1棟、その他の被害でがけ崩れが4箇所、その他の被害が2箇所発生していました。また、同年の港南区内で発生した被害は、その他の被害でがけ崩れが1件でした。

港南区では、その他の被害に区分される被害が平成30年を除き発生しています。また、平成29年及び平成30年には風水害による住宅の一部破損の被害が発生しており、令和元年には台風15号により多くの住宅で一部破損の被害が発生していました。

表 2.2-37 災害による被害の発生状況件数（令和2年）

被害分類	人的被害				住宅被害						非住宅被害						その他の被害※1						
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物				その他		文教施設(学校)	道路	港湾	がけ崩れ	水道	ガス	ブロック塀等	その他※2
			重傷者	軽傷者						全壊	半壊	一部破損	浸水	その他浸水	全壊								
	人				棟						件		件		箇所		戸		箇所				
横浜市							1																2
港南区																		4					
南区																		1					
磯子区																							

※1：調査対象地域で発生した項目のみ示しています。

※2：道路冠水で、一時的に交通機能障害となったものや、単なる土砂流出で、がけ崩れに計上されないもの、軽度の住家被害で他に該当しないもの等を示しています。

資料：「令和2年 横浜市の災害」（令和4年1月、横浜市総務局危機管理室緊急対策課）

表 2.2-38 災害による被害の発生状況件数の推移（港南区）

集計年	人的被害				住宅被害						非住宅被害						その他の被害※1					
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物				その他		道路	がけ崩れ	ブロック塀等	その他※2			
			重傷者	軽傷者						全壊	半壊	一部破損	浸水	その他浸水	全壊					半壊	一部破損	浸水
	人				棟						件		箇所		箇所							
平成28年																			2			
平成29年				1			3								1			1	1			
平成30年				1			24				1				3							
令和元年				3		6	86	8						2	2	17	1		1	3	3	116
令和2年																			1			

※1：調査対象地域で発生した項目のみ示しています。

※2：道路冠水で、一時的に交通機能障害となったものや、単なる土砂流出で、がけ崩れに計上されないもの、軽度の住家被害で他に該当しないもの等を示しています。

資料：「平成28年～令和2年 横浜市の災害」（平成29年6月～令和4年1月、横浜市総務局危機管理室緊急対策課）

## 2)地震マップ

横浜市では、横浜市内に影響を及ぼすと考えられる想定地震が発生した場合の市内各地の揺れを予測した「地震マップ」がまとめられています。最新の地震マップは「横浜市地震被害想定調査報告書」※（平成 24 年 10 月、横浜市）で公表されており、横浜市にとって影響が大きいと想定される想定地震として、元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震の 3 地震が選定されています。調査区域の地震マップは図 2.2-28(1)～(3)に示すとおりです。

調査区域では、これら 3 種の想定地震が発生した場合、元禄型関東地震で震度 5 強～6 強、東京湾北部地震で震度 5 弱～6 弱、南海トラフ巨大地震で震度 5 弱～5 強の揺れが想定されています。

また、計画区域では、元禄型関東地震で震度 6 弱～6 強、東京湾北部地震及び南海トラフ巨大地震で震度 5 強の揺れが想定されています。

---

※：「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成 24 年 10 月、横浜市）では、内閣府中央防災会議（2005）、神奈川県地震被害想定（2009）、神奈川県津波浸水想定（2012）で検討されている各種想定地震について、震源域・種類（タイプ）からグループ化し、そのうち相模トラフ、南海トラフ、首都圏直下を震源とする以下の想定地震を対象に地震マップ（震度分布図）がまとめられています。

### <元禄型関東地震>

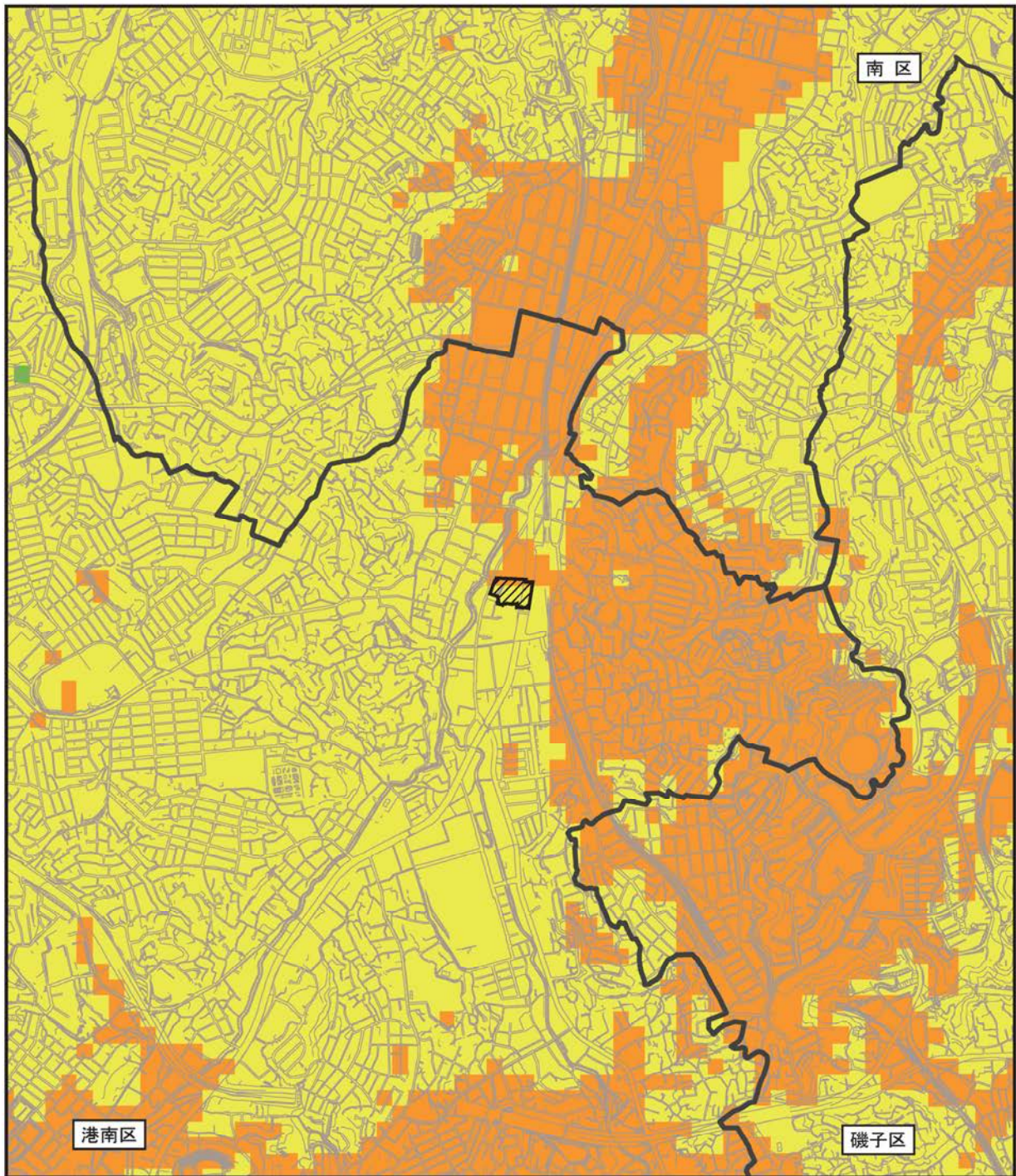
相模トラフを震源とする M8 級の想定地震です。1703 年に発生した元禄型関東地震は、房総半島沖まで連動しており、1923 年に発生した大正型関東地震よりも発生確率は低いものの、津波、強震動が大きくなると想定されています。

### <東京湾北部地震>






首都直下を震源とする M7 級の想定地震です。内閣府中央防災会議において、最も切迫し、横浜市を含めた首都圏への被害やその影響が大きい地震として検討の対象に取り上げられています。

### <南海トラフ巨大地震>

相模湾や紀伊半島付近の南海トラフを震源とする M9 級の想定地震です。内閣府中央防災会議でも東海地震を包括した最大級の地震として検討の対象とされています。



**凡例**

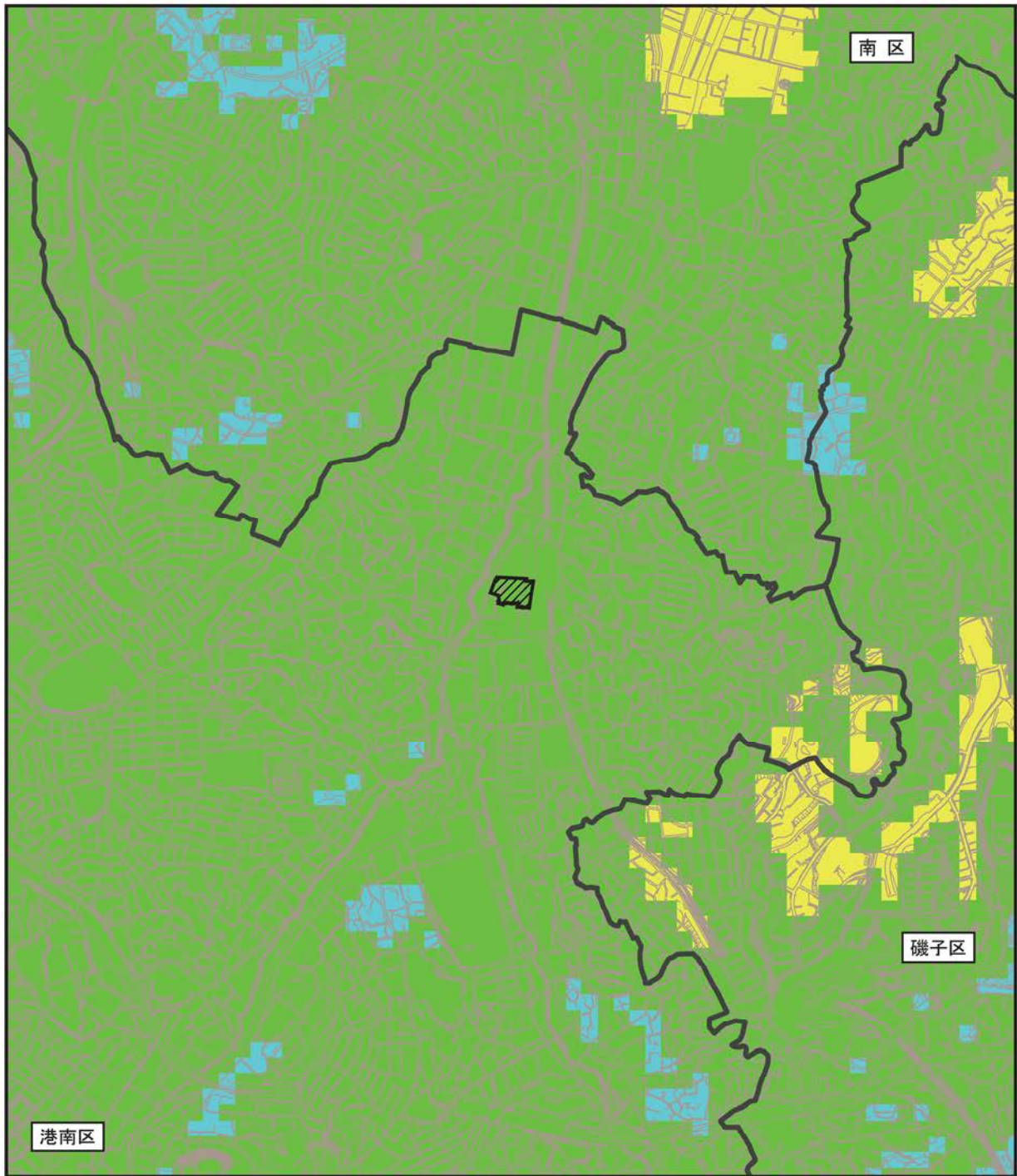
- |   |      |   |      |
|---|------|---|------|
|  | 計画区域 |  | 震度6強 |
|  | 区界   |  | 震度6弱 |
|   |      |  | 震度5強 |

資料：「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成24年10月、横浜市）






図2.2-28(1) 地震マップ（元禄型関東地震）

S=1/20,000  
0 100 500m





**凡例**

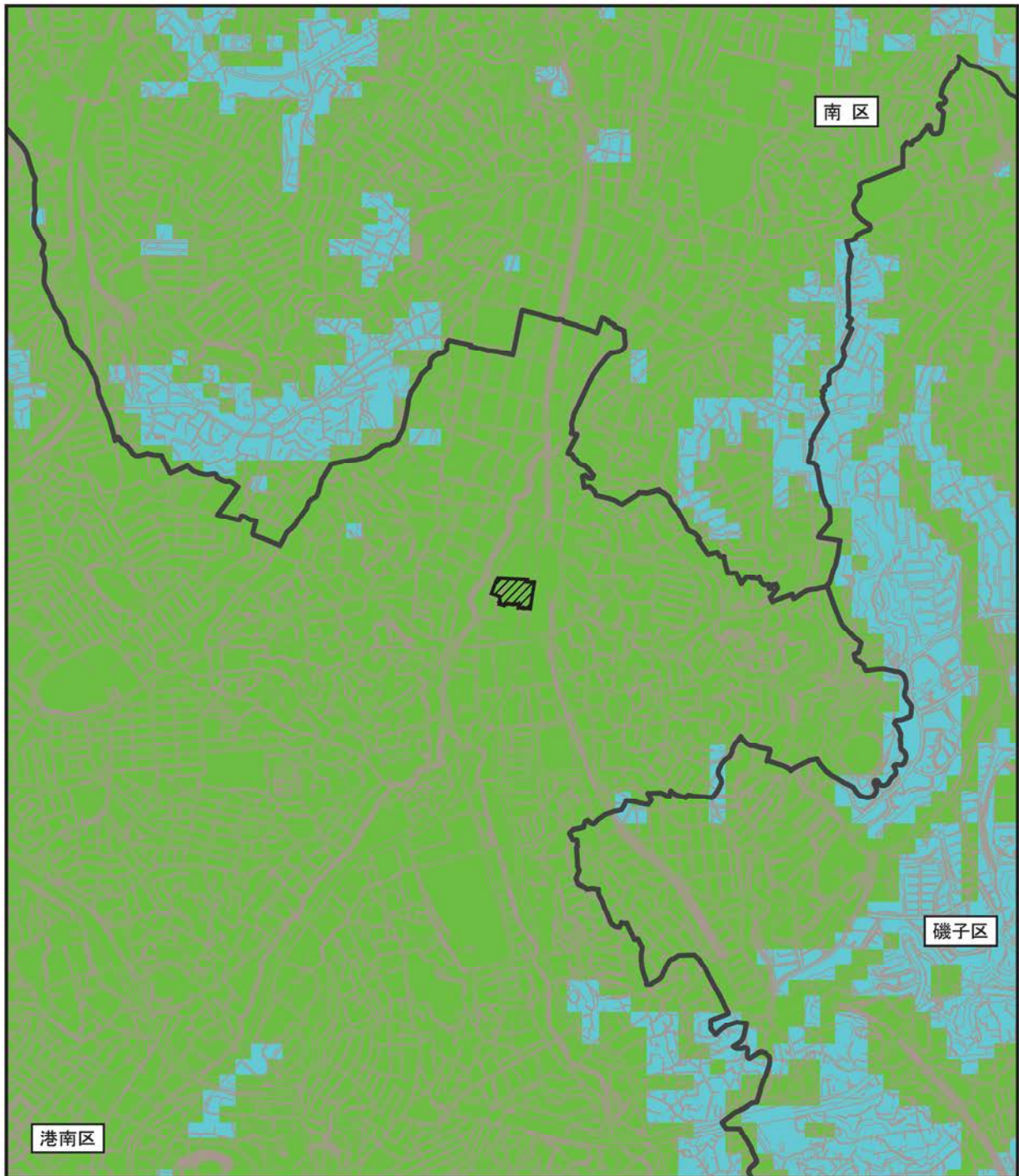
- |  |  |
|--|--|
|  計画区域 |  震度6弱 |
|  区界   |  震度5強 |
|  |  震度5弱 |

資料：「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成24年10月、横浜市）

図2.2-28(2) 地震マップ（東京湾北部地震）

S=1/20,000  
0 100 500m



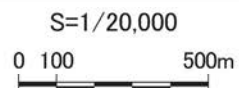


**凡例**

- |  |  |
|--|--|
|  計画区域 |  震度5強 |
|  区界   |  震度5弱 |

資料：「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成24年10月、横浜市）

図2.2-28(3) 地震マップ（南海トラフ巨大地震）



### 3)急傾斜地崩壊危険区域

調査区域における急傾斜地崩壊危険区域<sup>※1</sup>は図 2.2-29 に示すとおりです。

計画区域に最も近い急傾斜地崩壊危険区域は、計画区域の東南東約 170m に存在しています。なお、計画区域に急傾斜地崩壊危険区域の指定はありません。

### 4)土砂災害警戒区域

調査区域における土砂災害警戒区域<sup>※2</sup>は図 2.2-30 に示すとおりです。

計画区域に最も近い土砂災害警戒区域は、計画区域の東約 140m に存在しています。なお、計画区域に土砂災害警戒区域の指定はありません。




---

※1：「急傾斜地崩壊危険区域」とは、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、傾斜角度が 30 度以上かつ高さが 5m 以上、ならびに急傾斜地の崩壊により危害が生じる恐れがある家が 5 戸以上である（5 戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じる恐れがある）場合に神奈川県が指定する区域です。

※2：「土砂災害警戒区域」とは、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として神奈川県が指定する区域です。

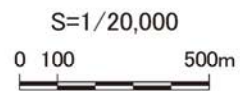


**凡例**

-  計画区域
-  区界
-  急傾斜地崩壊危険区域




資料：「港南区土砂災害ハザードマップ」（令和3年6月、横浜市）  
 「南区土砂災害ハザードマップ」（平成31年4月、横浜市）  
 「磯子区土砂災害ハザードマップ」（平成31年4月、横浜市）

図2.2-29 急傾斜地崩壊危険区域





凡例

-  計画区域
-  区界
-  土砂災害警戒区域

資料：「港南区土砂災害ハザードマップ」（令和3年6月、横浜市）  
「南区土砂災害ハザードマップ」（平成31年4月、横浜市）  
「磯子区土砂災害ハザードマップ」（平成31年4月、横浜市）

図2.2-30 土砂災害警戒区域

S=1/20,000  
0 100 500m





## 5) 浸水のおそれのある区域

調査区域における「洪水ハザードマップ<sup>※1</sup>」（令和2年1月、横浜市）は図2.2-31(1)～(2)に示すとおりです。

調査区域では、計画規模の降雨（1時間で約93mm（大岡川水系の準用河川部分については1時間で約74mm））時、想定最大規模の降雨（24時間で332mm）時に、大岡川及び日野川の沿岸域の一部で3.0m未満の浸水が予想されています。計画区域は、計画規模の降雨時、想定最大規模の降雨時における「浸水のおそれのある区域」には含まれていませんが、想定最大規模の降雨時には、計画区域内の西側の一部が「家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）」とされています。

また、調査区域における「内水ハザードマップ<sup>※2</sup>」（令和3年6月、横浜市）は図2.2-32に示すとおりです。

調査区域では、想定最大規模の降雨（1時間に最大153mm）時に大岡川の沿岸域の一部で2.0m以上の浸水が予想されています。計画区域においては、想定最大規模の降雨時に一部で最大1.0mの浸水が予想されています。また、計画区域周辺では、西約40mの場所で最大2.0mの浸水が予想されています。

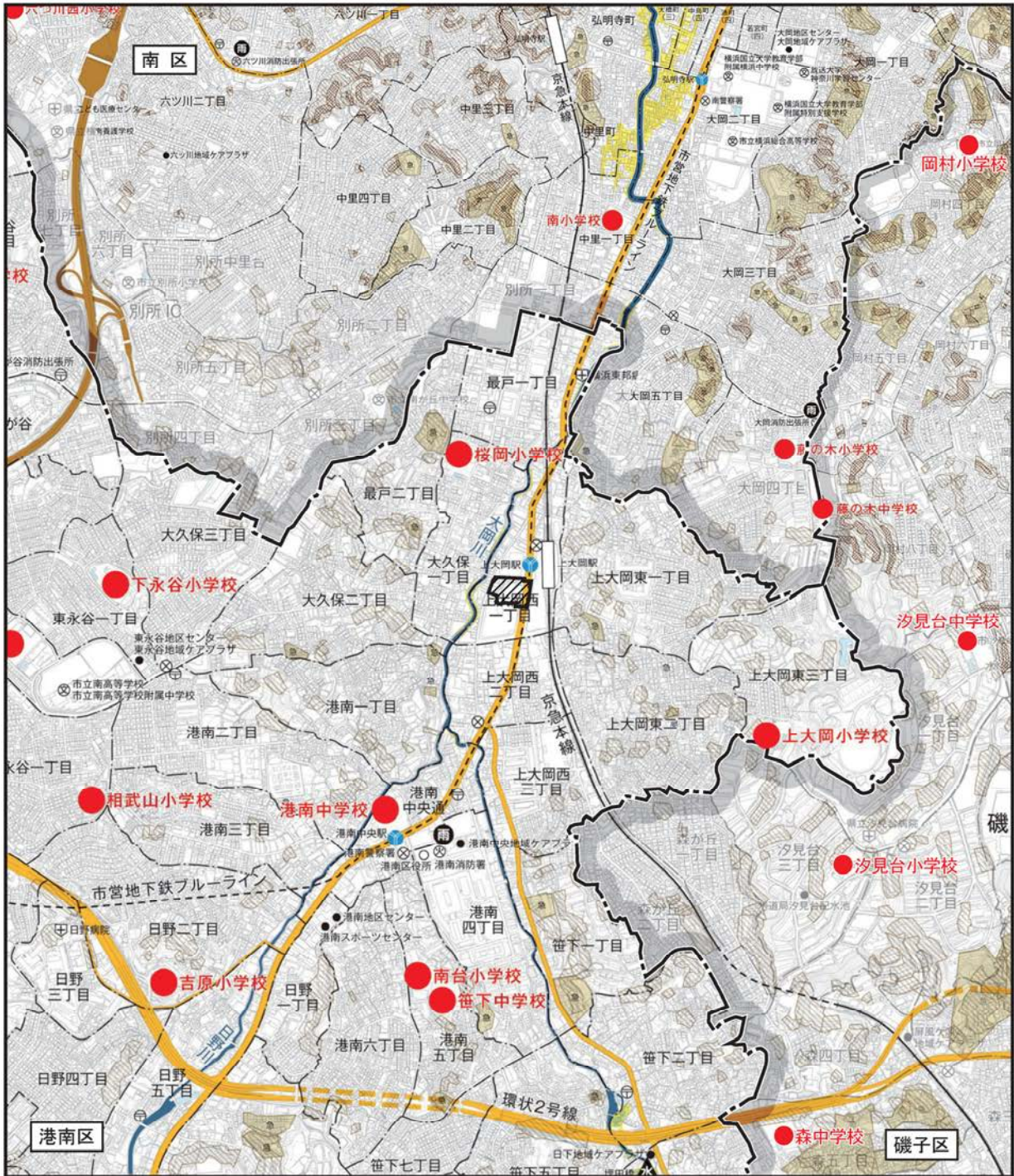
なお、「神奈川県津波浸水想定図<sup>※3</sup>」（平成27年3月、神奈川県）では、計画区域及びその周辺は浸水域として想定されていません。

---

※1：「洪水ハザードマップ」とは、主要河川の氾濫が予想される場合や実際に氾濫した場合に速やかに避難できるように作成されたものです。

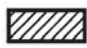





※2：「内水ハザードマップ」とは、大雨時に下水道や水路等があふれた場合に想定される浸水区域と水深を整理したマップのことです。横浜市では、1999年に関東地方で観測された実績降雨を対象降雨として、1時間に153mmの降雨が発生した場合の浸水を想定しています。

※3：「神奈川県津波浸水想定図」とは、神奈川県沿岸地域における「津波高さ」または「浸水域」が最大となる、合計5つの地震による津波浸水予測図を基に、浸水域と浸水深が最大となるように重ね合わせた図面（津波浸水想定図）です。



**凡例**

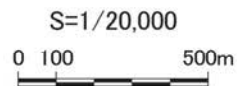
(浸水想定区域)

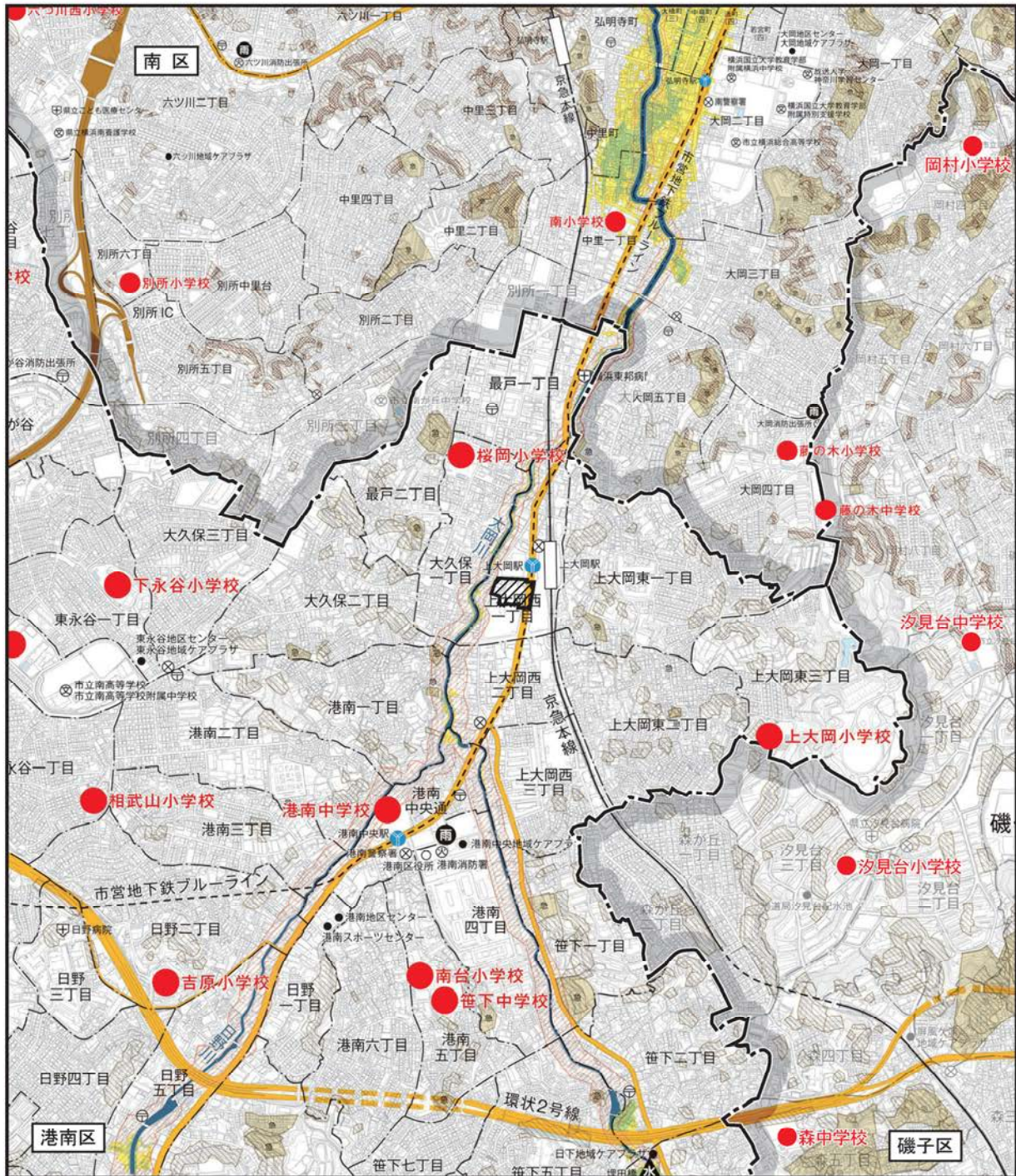
- |   |          |   |              |
|---|----------|---|--------------|
|  | 計画区域     |  | 0.5m以上3.0m未満 |
|  | 区界       |  | 0.5m未満       |
|  | 大岡川水系    |   |              |
|  | 指定緊急避難場所 |   |              |

注) 計画規模の降雨(1時間で約93mm(大岡川水系の準用河川部分については1時間で約74mm))を前提として、川の水があふれた場合や堤防が壊れた場合をシミュレーションにより予測したものです。








資料: 「港南区洪水ハザードマップ」(令和2年1月、横浜市)、「南区洪水ハザードマップ」(令和2年1月、横浜市)、「磯子区洪水ハザードマップ」(令和2年1月、横浜市)

図2.2-31(1) 洪水ハザードマップ(計画規模)





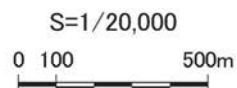
**凡例**

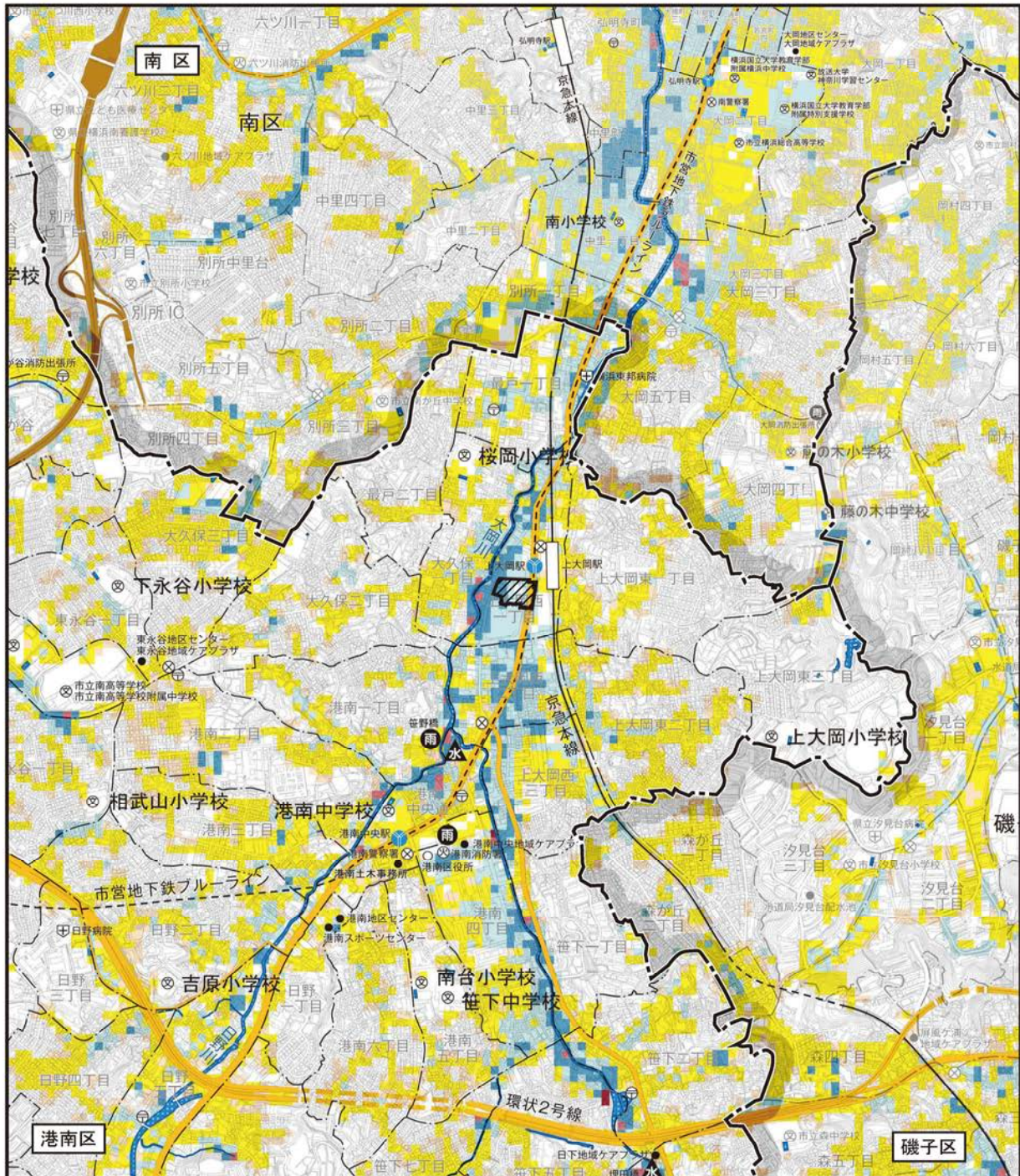
- |   |          |   |                   |
|---|----------|---|-------------------|
|  | 計画区域     |  | 0.5m以上3.0m未満      |
|  | 区界       |  | 0.5m未満            |
|  | 大岡川水系    |  | 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食) |
|  | 指定緊急避難場所 |   |                   |

注) 想定し得る最大規模の降雨(24時間で332mm)を前提として、川の水があふれた場合や堤防が壊れた場合をシミュレーションにより予測したものです。

資料: 「港南区洪水ハザードマップ」(令和2年1月、横浜市)、「南区洪水ハザードマップ」(令和2年1月、横浜市)、「磯子区洪水ハザードマップ」(令和2年1月、横浜市)

図2.2-31(2) 洪水ハザードマップ(想定最大規模)





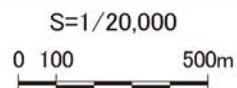
**凡例**

(浸水した場合に予想される浸水深)

	計画区域		2cm未満		50cm～1.0m
	区界		2～20cm		1.0～2.0m
	河川・遊水池		20～50cm		2.0m以上

注) 想定最大規模の降雨(1時間に最大153mm)が発生した場合の浸水を予測したものです。  
 資料: 「港南区内水ハザードマップ」(令和3年6月、横浜市)  
 「南区内水ハザードマップ」(令和3年6月、横浜市)  
 「磯子区内水ハザードマップ」(令和3年6月、横浜市)

図2.2-32 浸水の恐れのある区域(内水)



## 6)液状化の可能性が高いと想定される地域

調査区域における液状化の可能性が高いと想定される地域※は図 2.2-33(1)～(3)に示すとおりです。

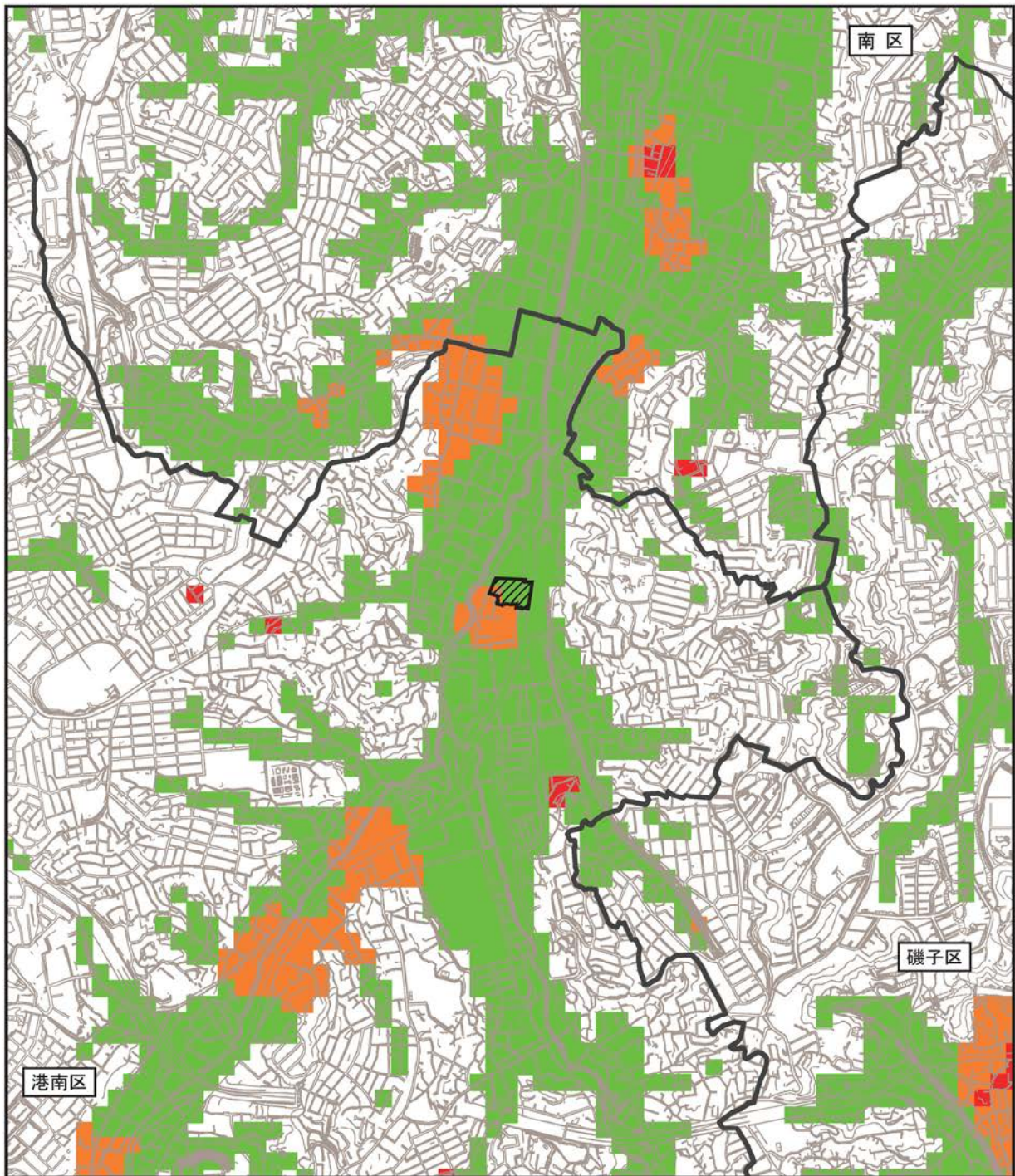
「横浜市地震被害想定調査報告書」(平成 24 年 10 月、横浜市)では、元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震の 3 地震を被害想定の対象とし、検討が行われています。

調査区域では、これら 3 種の想定地震が発生した場合、ほとんどが「液状化危険度はかなり低い」～「液状化危険度は低い」区域と想定されています。


計画区域は、元禄型関東地震で「液状化危険度は低い」～「液状化する可能性がある」区域、東京湾北部地震及び南海トラフ巨大地震で「液状化危険度は低い」区域と想定されています。


---

※:「液状化の可能性が高いと想定される地域」とは、その地点での液状化の危険度を示す PL 値 ( $F_L - P_L$  法 (道路橋示方書・同解説Ⅴ耐震設計編 (平成 8 年 12 月、公益社団法人日本道路協会)) による) を用いて液状化危険度の判定を行い、危険度が高いと判定された区域です。



**凡 例**


 計画区域

 区 界

 液状化危険度が高い：15 < PL

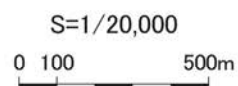
 液状化する可能性がある：5 < PL ≤ 15

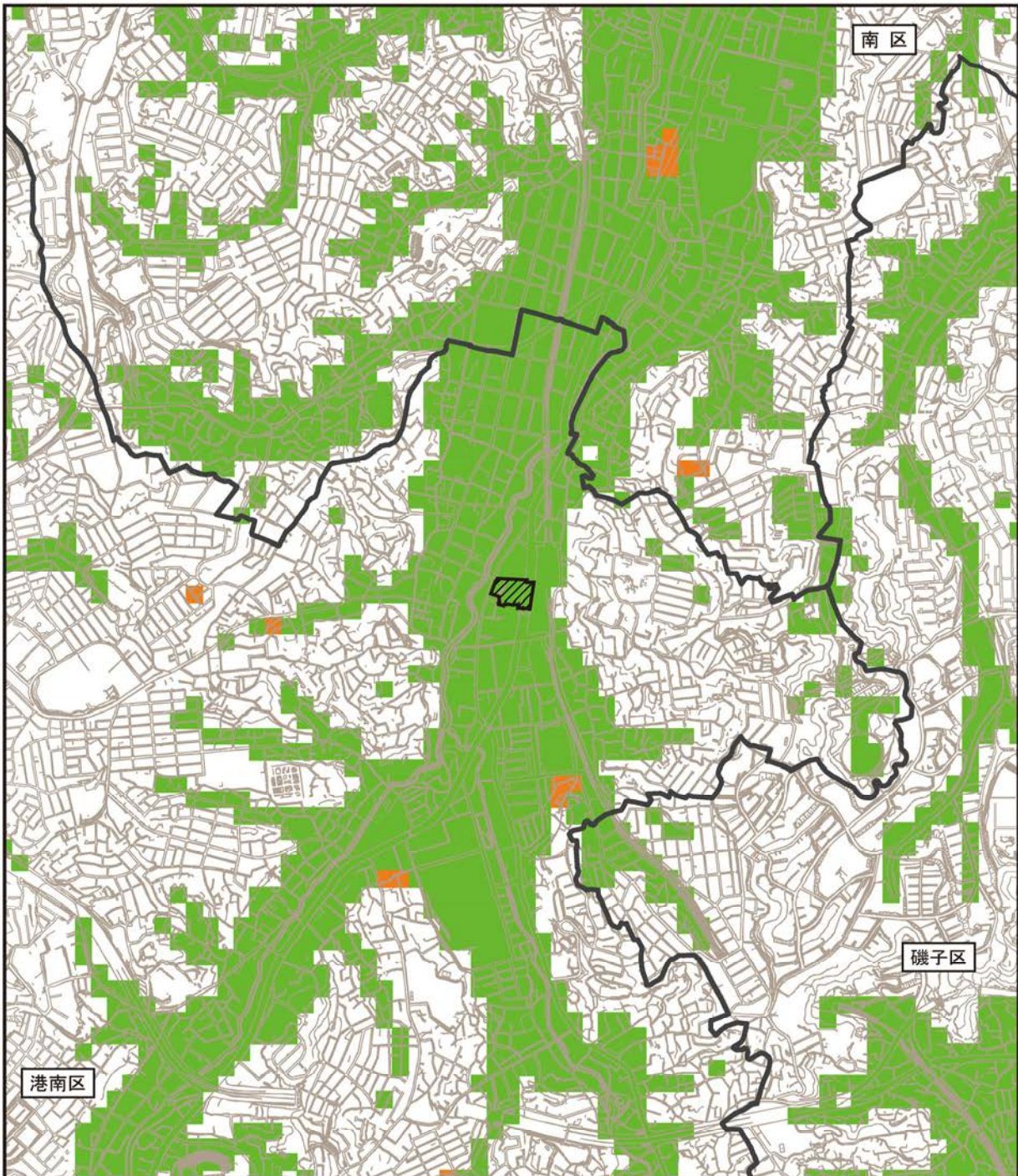
 液状化危険度は低い：0 < PL ≤ 5

 液状化危険度はかなり低い：PL=0

資料：「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成24年10月、横浜市）


図2.2-33(1)  
液状化の恐れのある地域（元禄型関東地震）







凡例

 計画区域

 区界

 液状化する可能性がある： $5 < PL \leq 15$

 液状化危険度は低い： $0 < PL \leq 5$

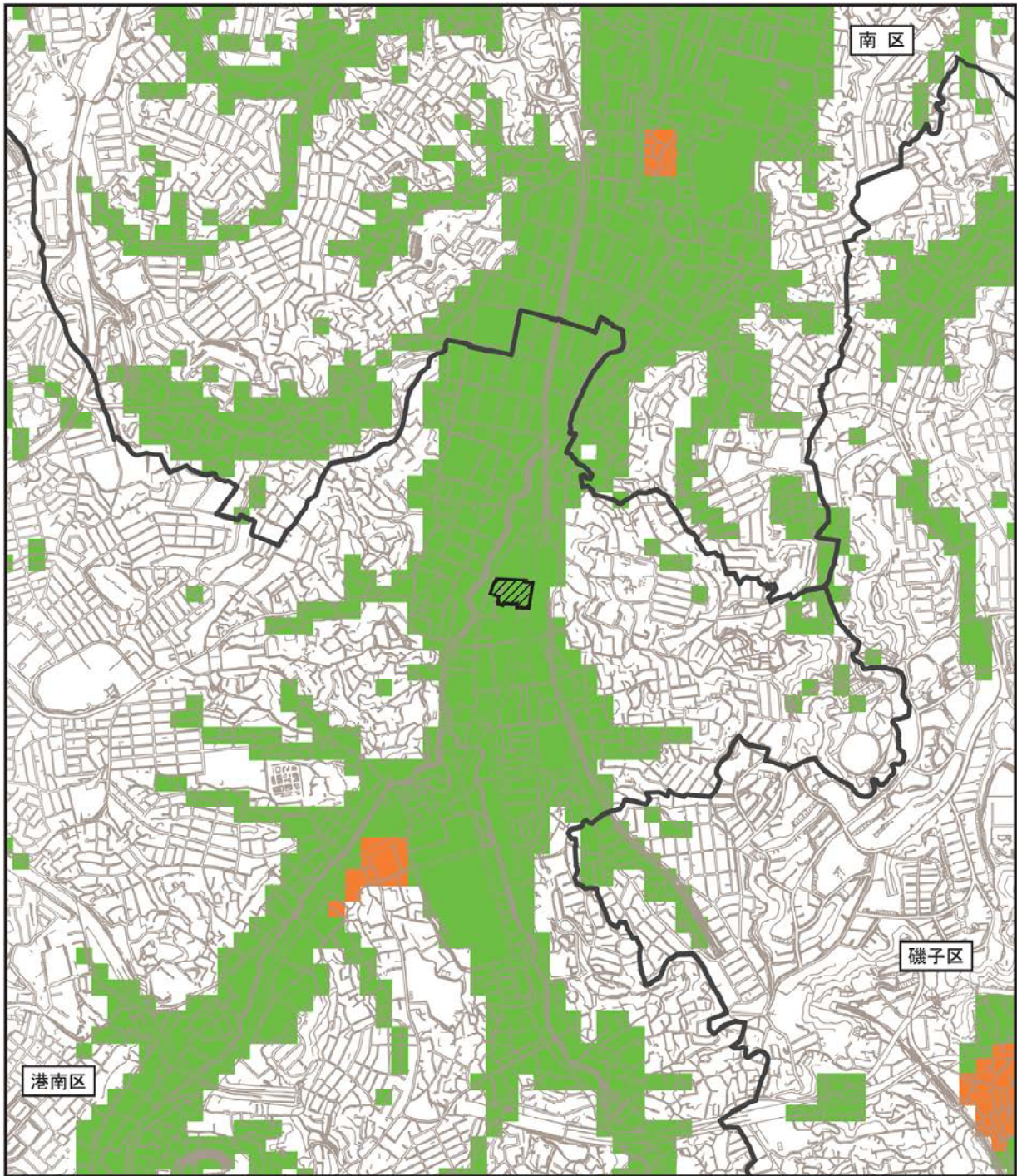
 液状化危険度はかなり低い： $PL = 0$

資料：「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成24年10月、横浜市）

図2.2-33(2)  
液状化の恐れのある地域（東京湾北部地震）


S=1/20,000  
0 100 500m







凡例

 計画区域

 区界

 液状化する可能性がある： $5 < PL \leq 15$

 液状化危険度は低い： $0 < PL \leq 5$

 液状化危険度はかなり低い： $PL = 0$

資料：「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成24年10月、横浜市）

図2.2-33(3)  
液状化の恐れのある地域（南海トラフ巨大地震）

S=1/20,000  
0 100 500m





## 2.2.12 廃棄物の状況

### 1)一般廃棄物

横浜市におけるごみと資源の総量の状況は、表 2.2-39 に示すとおりです。

横浜市では、「ヨコハマ 3R 夢プラン」に基づき、ごみと資源の総量を平成 37 年度（令和 7 年度）までに平成 21 年度比 10%以上削減することを目指しています。

令和 2 年度のごみと資源の総量は約 1,200 千トンで、基準年度である平成 21 年度（1,275 千トン）と比較して、約 75 千トンの削減（約-5.9%）となっています。

このうち、ごみの総量については約 869 千トンであり、平成 21 年度（約 930 千トン）と比較して約 60 千トンの削減（約-6.5%）、資源の総量については約 331 千トンであり、平成 21 年度（約 346 千トン）と比較して、約 15 千トン（約-4.2%）の減少となっています。

表 2.2-39 横浜市におけるごみと資源の総量

単位：トン

		平成 21 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 <sub>※1</sub>	令和 2 年度	
ごみと資源の総量		1,275,444	1,220,905	1,207,537	1,194,725	1,220,597	1,200,410	
処理内訳	ごみ量	焼却	922,003	882,136	877,706	867,252	886,643	866,338
		直接埋立	7,725	5,361	5,055	3,096	4,004	2,926
		計	929,728	887,498	882,761	870,348	890,647	869,264
		資源化量	345,716	333,408	324,776	324,377	329,950	331,146
焼却残さ	埋立	117,871	117,005	124,986	124,344	123,686	124,000	
	資源化	10,777	13,649	968	1,009	1,032	830	

注) 表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

※1：次の災害等から発生したごみ量は計上していません。

- ・令和元年の台風第 15 号による災害廃棄物(2,139 トン)
- ・令和元年台風第 19 号による他都市化からの搬入ごみ(神奈川県川崎市：187 トン、宮城県丸森町：163 トン)
- ・新型コロナウイルス対策によるダイヤモンド・プリンセス号からの受入廃棄物(306 トン)

資料：「令和 3 年度 事業概要」（令和 3 年 9 月、横浜市資源循環局政策調整部政策調整課）

## 2)産業廃棄物

産業廃棄物は、減量やその他適正な処理を促進させることを目的に、一般的に広域的処理がなされます。神奈川県並びに横浜市の産業廃棄物処分別発生量の推移は、表 2.2-40(1)～(2)に示すとおりです。

令和元年度の神奈川県の排出量は約 1,808 万トンで、最終処分量は約 28 万トン、横浜市の令和元年度の排出量は約 952 万トン、最終処分量は約 17 万トンとなっています。令和元年度の発生量に対する最終処分量の割合は、平成 30 年度と比較して、神奈川県、横浜市ともに減少しています。

表 2.2-40(1) 神奈川県の産業廃棄物・処分別発生量の排出状況の推移

単位：万トン

	再生利用量	減量化量	最終処分量	排出量
平成 29 年度	717 (39.0%)	1,046 (56.9%)	74 (4.0%)	1,837 (100.0%)
平成 30 年度	691 (36.8%)	1,155 (61.5%)	34 (1.8%)	1,879 (100.0%)
令和元年度	691 (38.2%)	1,089 (60.2%)	28 (1.5%)	1,808 (100.0%)

注) 端数処理により、内訳の合計と排出量が一致しない場合があります。

資料：「神奈川県産業廃棄物実態調査」

(神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課ホームページ、令和 4 年 4 月調べ)

表 2.2-40(2) 横浜市の産業廃棄物・処分別発生量の推移

単位：万トン

	再生利用量	減量化量	最終処分量	排出量
平成 29 年度	384 (36.1%)	658 (61.8%)	22 (2.1%)	1,064 (100.0%)
平成 30 年度	245 (23.1%)	770 (72.6%)	45 (4.2%)	1,060 (100.0%)
令和元年度	284 (29.8%)	651 (68.4%)	17 (1.8%)	952 (100.0%)

注) 端数処理により、内訳の合計と排出量が一致しない場合があります。

資料：「令和 3 年度 事業概要」(令和 3 年 9 月、横浜市資源循環局政策調整部政策調整課)

## 2.2.13 法令等の状況

公害防止、自然環境保全及び災害防止等に関する法令等と本事業との関係の有無は、表 2.2-41(1)～(4)に示すとおりです。

適用法令は現在の法令の施行状況等より判断したものであり、本事業と関連のある適用法令は遵守します。

表 2.2-41(1) 環境関連法令等

項目	関連法令	本事業との関係	
環境関連	環境一般	環境基本法	○
		神奈川県環境基本条例	—
		横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	○
		横浜市環境管理計画	○
		生活環境保全推進ガイドライン	○
	環境影響評価関連	環境影響評価法	—
		神奈川県環境影響評価条例	—
		横浜市環境影響評価条例	○
	温暖化対策関連	地球温暖化対策の推進に関する法律	○
		横浜市地球温暖化対策実行計画	○
		横浜市地球温暖化対策計画書制度	○
		エネルギー政策基本法	○
		電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	—
		エネルギーの使用の合理化等に関する法律	○
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	○
		非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律	○
		バイオマス活用推進基本法	—
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	○
		新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	—
		環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	○
		神奈川県地球温暖化対策推進条例	○
		神奈川県循環型社会づくり計画	○
		神奈川県バイオマス利活用計画	—
		横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例	○
		横浜グリーンバレー構想	—
		横浜市ヒートアイランド対策取組方針	○
		横浜市地域冷暖房推進指針	—
		横浜市建築物環境配慮制度 (CASBEE 横浜)	○
		再生可能エネルギー導入検討報告制度	○
	廃棄物関連	循環型社会形成推進基本法	○
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○
		資源の有効な利用の促進に関する法律	○
		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	○
	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律	○	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○	
	神奈川県土砂の適正処理に関する条例	○	
	神奈川県循環型社会づくり計画	○	
	神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	—	
	神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	○	
	神奈川県分別収集促進計画	○	
	アスベスト除去工事に関する指導指針	○	
	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	○	
	横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3R 夢プラン～	○	
	第 7 次横浜市産業廃棄物処理指導計画	○	
	横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	○	

(令和 4 年 4 月調べ)

表 2.2-41(2) 環境関連法令等

項目		関連法令	本事業との関係
環境 関連	公害全般	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	—
		横浜市生活環境の保全等に関する条例	○
		環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）	○
	大気汚染	大気汚染防止法	○
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	○
		神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画	○
	水質汚濁	水質汚濁防止法	—
		下水道法	○
		神奈川県洗剤対策推進方針	—
		横浜市下水道条例	○
	土壌汚染	土壌汚染対策法	○
		農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	—
	騒音	騒音規制法	○
	振動	振動規制法	○
	地盤沈下	工業用水法	—
		建築物用地下水の採取の規制に関する法律	—
	悪臭	悪臭防止法	○
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	—
	有害化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	—
	日照障害	建築基準法	○
		横浜市建築基準条例	○
		横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例	○
		横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例	—
	景観	景観法	○
		都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	—
		古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	—
		屋外広告物法	○
		神奈川県屋外広告物条例	—
		横浜市屋外広告物条例	○
		神奈川県景観条例	○
		神奈川県景観づくり基本方針	○
		横浜市景観計画	○
		横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	○
横浜市景観ビジョン	○		
文化財	文化財保護法	—	
	神奈川県文化財保護条例	—	
	横浜市文化財保護条例	—	

(令和4年4月調べ)

表 2.2-41(3) 環境関連法令等

項目	関連法令	本事業との関係	
まちづくり	都市計画	都市計画法	—
		土地区画整理法	—
		大規模小売店舗立地法	○
		横浜市開発事業の調整等に関する条例	○
		横浜国際港都建設計画都市再開発の方針*	○
		都市再生緊急整備地域 地域整備方針*	○
		横浜市都市計画マスタープラン 港南区プラン*	○
		上大岡駅周辺地区街づくり協議指針*	○
		「横浜スマートシティプロジェクト」マスタープラン	—
		交通計画	横浜都市交通計画
駐車場・駐輪場	横浜市駐車場条例	○	
	横浜市自転車活用推進計画	○	
	横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例	○	
	横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	○	
自然環境保全	自然環境一般	生物多様性基本法	○
		遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	—
		地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	○
		エコツーリズム推進法	—
		自然環境保全条例（神奈川県）	—
		かながわ生物多様性計画	○
		神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	—
		横浜市水と緑の基本計画	○
		横浜みどりアップ計画 [2019-2023]	○
		緑化地域制度	—
		横浜自然観察の森条例	—
		横浜つながりの森構想	—
	国立公園、県立自然公園、都市公園等	自然公園法	—
都市公園法		—	
神奈川県立自然公園条例		—	
神奈川県都市公園条例		—	
	横浜市公園条例	—	
自然環境保全地域	自然環境保全法	—	
風致地区	風致地区条例（神奈川県）	—	
	横浜市風致地区条例	—	
特別緑地保全地区	都市緑地法	—	
近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法	—	
緑化	緑の環境をつくり育てる条例（横浜市）	○	
	横浜市緑化地域に関する条例	—	
生産緑地地区	生産緑地法	—	
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	—	
農業専用地区	横浜市農業専用地区設定要綱	—	
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	—	
野生生物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	—	
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	—	
自然再生	自然再生推進法	—	
	かながわ水源環境保全・再生施策大綱	—	

※：詳細は、資料編「1. 上位計画関連」（p.資-1～12 参照）に示すとおりです。

（令和 4 年 4 月調べ）

表 2.2-41(4) 環境関連法令等

項目		関連法令	本事業との関係	
災害防止	保安林	森林法	—	
	砂防指定地	砂防法	—	
	海岸保全地域	海岸法	—	
	港湾区域	港湾法	—	
	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	—	
	地すべり防止地区	地すべり等防止法	—	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	—	
	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	—	
	河川保全区域	河川法	—	
	航空障害	航空法	—	
	防火・危険物等の取り扱い	消防法		○
		横浜市火災予防条例		○
		化学物質の適正な管理に関する指針		—
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律			—	
その他	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律		○	
	光害対策ガイドライン		○	
	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律		○	
	工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン		○	
	よこはまの道 バリアフリー整備ガイドライン		○	
	上大岡駅・港南中央駅周辺地区バリアフリー基本構想		○	

(令和4年4月調べ)

## 2.3 調査対象地域等の地域特性

「2.2 地域の概況」の調査結果から要約される、計画区域及びその周辺地域における地域特性の概要は、表 2.3-1(1)～(3)に示すとおりです。

調査区域の地形は主に丘陵地及び台地面ですが、調査区域には、南側から北側へ大岡川及び日野川が流れており、これら大岡川水系沿岸域には谷底低地が広がっています。計画区域は、大岡川の沿岸域の谷底低地に位置しており、計画区域内には、層厚 5～20m 程度の軟弱地盤が存在するとされています。

また、調査区域では、計画区域の東約 1km にある久良岐公園等、一部に樹林地が残っていますが、計画区域及びその周辺は、市街地、緑の多い住宅地または開放水域に位置しており、まとまった樹林地（植生区分）はありません。そのため、計画区域及びその周辺に生息する動物は、市街地に適応した種が中心と考えられます。また、大岡川が近いことから、水辺を利用する種の生息も考えられます。

主な道路網としては、計画区域内の東側を、南北方向に鎌倉街道が通っています。調査区域の用途地域は、主に住居系の用途が指定されていますが、道路沿いは市街化が進み、商業系の用途が指定されており、鎌倉街道の沿道に位置する計画区域は商業地域に指定されています。

また、調査区域における旅客用鉄道は、横浜市営地下鉄及び京浜急行線であり、この 2 路線の駅である上大岡駅が計画区域の最寄り駅です。なお、上大岡駅の令和 2 年度における乗降者人員（1 日平均）は、両路線あわせて 16 万人を超えています。

上大岡駅周辺は、「マスタープラン」によると、『交通基盤の整備が早くから整い、商業・業務・文化機能及び公共サービス機能の集積が進んでおり、また横浜市の交通ネットワークの主要な拠点としての広域的な拠点性と地域生活の拠点性の両面を持ち、港南区の中心となっています。』とされています。また、上大岡駅のバスターミナルは、『横浜市南部地域で最大規模であり、上大岡駅周辺では、1 日当たり 1,000 本を超えるバスが発着しています』とされています。

表 2.3-1(1) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
気象の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜地方気象台（横浜市中区山手町）における令和3年の年平均気温は17.0℃、年平均相対湿度68%、年平均風速3.5m/s、最多風向は北、年間降水総量2,056.5mmとなっています。</li> </ul>
地形、地質の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域は、人工地形分類では盛土地、自然地形分類では谷底低地に分類されます。</li> <li>計画区域の位置する場所の表層地質は、未固結堆積物となっています。</li> <li>計画区域の位置する場所の土壌は、人工改変地土であり、層厚5~20m程度の軟弱地盤が存在するとされています。</li> </ul>
水循環の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域の南側から北側へ二級河川の大岡川が流れており、大岡川には日野川が流入しています。</li> </ul>
植物、動物の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査区域は、ほとんどが市街地及び緑の多い住宅地ですが、計画区域の東約1kmに位置する久良岐公園等、一部に樹林地（植生区分）が残っています。</li> <li>計画区域及びその周辺は市街地、緑の多い住宅地または開放水域に位置しており、まとまった樹林地（植生区分）はありません。</li> <li>計画区域及びその周辺に森林法に基づく保安林等の重要な樹林はありません。</li> <li>調査区域の潜在自然植生としては、開放水域を除き、概ね常緑樹林が成立するとされています。</li> <li>計画区域及びその周辺の潜在自然植生は、主にイノデタブ群集・典型亜群集が成立するとされています。</li> <li>調査区域には、特定植物群落が2箇所、巨樹・巨木林が2本、名木古木が9本、天然記念物が2箇所存在しています。</li> <li>調査区域には、地域森林計画対象民有林が計画区域の東約1kmに分布しています。</li> <li>計画区域の東約1kmに位置する久良岐公園の植生は、代償植生（森林）のオニシバリ-コナラ群集が最も多くを占めています。また、久良岐公園における植物調査では、シダ植物が11科26種、裸子植物が5科8種、離弁花が63科218種、合弁花が25科111種、単子葉植物が15科115種確認されており、そのうちレッドリスト等掲載種は9種でした。</li> <li>調査区域では、港南区と磯子区にまたがる久良岐公園が鳥獣保護区に指定されています。</li> <li>久良岐公園における動物調査では、哺乳類が4目5科5種、鳥類が12目28科45種、両生類が1目3科3種、爬虫類が2目6科10種、昆虫類が18目154科641種確認されており、そのうちレッドリスト等掲載種は哺乳類で0種、鳥類で12種、両生類で1種、爬虫類で5種、昆虫類で19種でした。</li> <li>計画区域及びその周辺に生息する動物は、市街地に適応した種が中心と考えられます。また、計画区域の西約20mには、南側から北側へ大岡川が流れているため、水辺を利用する動物も生息していると考えられます。</li> <li>計画区域に最も近い生産緑地地区は、計画区域の西約360mに存在しています。</li> <li>調査区域内に農地はありますが、計画区域及びその周辺に農地はありません。</li> </ul>
人口、産業の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年の計画区域がある港南区の人口は約21万人、一世帯あたりの人員は2.23人、人口密度は10,800人/km<sup>2</sup>となっています。平成30年~令和4年の人口等の推移を見ると、人口は概ね横ばい傾向にあり、世帯数は増加の傾向がみられます。</li> <li>計画区域がある港南区において、事業所数及び従業者数が最も多いのは卸売業、小売業となっています。</li> </ul>
土地利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域がある港南区は、総面積の約19.9km<sup>2</sup>ほぼ全てが市街化区域となっており、用途地域は住居系が約17.6km<sup>2</sup>、商業系が約0.6km<sup>2</sup>、工業系が約0.7km<sup>2</sup>となっています。</li> <li>調査区域では主に住居系の用途が指定されています。</li> <li>計画区域周辺は商業地域、近隣商業地域、第1種住居地域、計画区域は商業地域に指定されています。</li> </ul>



表 2.3-1(2) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要	
交通、運輸の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域周辺の主な道路網としては、計画区域内の東側を、南北方向に鎌倉街道が通っています。また、計画区域の西側は旧鎌倉街道に接しており、旧鎌倉街道は計画区域の北側及び南側において鎌倉街道と合流しています。</li> <li>計画区域周辺では、横浜市営バスのほか、神奈川中央交通バス、京浜急行バス、江ノ電バスが運行しています。</li> <li>計画区域周辺を走行する旅客用鉄道は、横浜市営地下鉄及び京浜急行線です。計画区域の一部は、横浜市営地下鉄上大岡駅の地上部に位置しています。</li> <li>調査区域に位置している鉄道駅の乗降車人員は、平成 28 年度から平成 30 年度にかけては、各線・各駅ともに増加傾向にありましたが、令和元年度に一部の駅でわずかながら減少し、令和 2 年度には全ての駅で大幅に減少しています。</li> </ul>	
公共施設等の状況	<p>計画区域周辺の主な公共施設等は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育機関等は、B 地区にあるカミオの中に上大岡ゆう保育園、計画区域の西南西約 80m につばさ保育園があります。また、計画区域が指定されている通学区域は、小学校は市立桜岡小学校、中学校は市立港南中学校です。</li> <li>主な医療機関は、計画区域の北北東約 650m に横浜東邦病院、南西約 900m に横浜じんせい病院があります。</li> <li>主な官公庁、郵便局は、計画区域の北約 20m に横浜上大岡郵便局、南南東約 60m に上大岡駅前郵便局があります。また、横浜市営地下鉄上大岡駅の構内に上大岡行政サービスコーナーがあります。</li> <li>主な福祉施設等は、計画区域の南南東約 70m にラポート上大岡、北北西約 110m に医心館 上大岡、南西約 150m に横浜上大岡就労支援センターがあります。</li> <li>主な公園・緑地等は、計画区域の西約 200m に大久保公園、東約 200m に上大岡東一丁目公園等が分布しています。また、西南西約 710m に港南一丁目特別緑地保全地区が分布しています。</li> </ul>	
文化財等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域に最も近い指定・登録文化財は、計画区域の南約 570m にある岡本橋記念碑です。</li> <li>計画区域周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地・遺跡の分布状況としては、計画区域の東約 300m に大塚古墳（前方後円墳）がありましたが、現在では破壊されています。</li> </ul>	
公害等の状況	<p>大気汚染</p>	<p>計画区域周辺に位置する一般環境大気測定局（磯子区総合庁舎）及び自動車排出ガス測定局（港南中学校）の二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）、二酸化硫黄、光化学オキシダント、ダイオキシン類の各対象物質に対する平成 28 年度～令和 2 年度までの期間の環境基準の適合状況は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二酸化窒素、浮遊粒子状物質は上記 2 局、微小粒子状物質は一般環境大気測定局 1 局で測定されており、すべての年度で環境基準に適合していました。</li> <li>二酸化硫黄、光化学オキシダント、ダイオキシン類（毎年の測定ではありません。）は一般環境大気測定局の 1 局で測定されており、二酸化硫黄とダイオキシン類は測定されているすべての年度で環境基準に適合、光化学オキシダントはすべての年度で環境基準に適合していませんでした。なお、光化学オキシダントは、全国的に見ても環境基準に適合している測定局が極めて少ない状況です。</li> </ul>
	<p>水質汚濁</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域の南側から北側へ流れる大岡川の清水橋で水質調査が行われており、平成 28 年度～令和 2 年度の期間において、大腸菌群数を除くすべての項目が環境基準に適合しています。</li> <li>調査区域内では、横浜市により地下水の水質調査が行われています。平成 28 年度～令和 2 年度における調査結果としては、平成 28 年度の概況調査（メッシュ調査）において鉛が、平成 28 年度～令和 2 年度の継続調査において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、環境基準値を超過していました。</li> </ul>

表 2.3-1(3) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
公害等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音・振動</li> <li>・一般環境騒音は、H27 年度に調査区域内の 4 地点で測定されており、1 地点（南区大岡二丁目）では夜間に環境基準を超過していましたが、その他の地点では昼夜ともに環境基準を満たしていました。</li> <li>・道路交通騒音は、計画区域に最も近い測定地点である鎌倉街道沿道において、昼間 70dB、夜間 67dB であり、夜間の環境基準を超過していました。</li> <li>・計画区域周辺の騒音の主な発生源は、鎌倉街道等の主要道路での自動車走行音や京浜急行線の鉄道走行音、大規模商業施設の稼働音等があげられます。</li> <li>・調査区域内には、横浜市による道路交通振動の測定点はありません。</li> <li>・計画区域周辺の振動の主な発生源は、鎌倉街道等の主要道路での自動車走行による影響があげられます。</li> </ul>
土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域内には、横浜市から指定を受けた形質変更所要届出区域が 1 箇所あります。なお、計画区域内での指定はありません。</li> </ul>
悪臭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画区域周辺には、著しい悪臭の発生源はみられません。</li> </ul>
地盤沈下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画区域周辺において、令和元年度に観測が行われた水準点 10 地点のうち 9 地点で地盤沈下が観測されており、その沈下量は 10mm 未満となっています。</li> </ul>
災害の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市では、横浜市内に影響を及ぼすと考えられる想定地震が発生した場合の市内各地の揺れを予測した「地震マップ」がまとめられています。計画区域では、想定地震が発生した場合、元禄型関東地震で震度 6 弱～6 強、東京湾北部地震及び南海トラフ巨大地震で震度 5 強の揺れが想定されています。</li> <li>・計画区域に最も近い急傾斜地崩壊危険区域は計画区域の東南東約 170m に、計画区域に最も近い土砂災害警戒区域は、計画区域の東約 140m に存在しています。なお、計画区域には、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域の指定はありません。</li> <li>・「洪水ハザードマップ」によると、計画区域は、計画規模の降雨（1 時間で約 93 mm（大岡川水系の準用河川部分については 1 時間で約 74 mm））時、想定最大規模の降雨（24 時間で 332mm）時における「浸水のおそれのある区域」には含まれていませんが、想定最大規模の降雨時においては、計画区域内の西側の一部が「家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）」とされています。</li> <li>・「内水ハザードマップ」によると、想定される降雨時（1 時間に最大 153mm）に、計画区域の一部で最大 1.0m の浸水が予想されています。また、計画区域周辺では、西約 40m の場所で最大 2.0m の浸水が予想されています。</li> <li>・「神奈川県津波浸水想定図」では、計画区域及びその周辺は浸水域として想定されていません。</li> <li>・計画区域は、元禄型関東地震で「液状化危険度は低い」～「液状化する可能性がある」区域、東京湾北部地震及び南海トラフ巨大地震で「液状化危険度は低い」区域と想定されています。</li> </ul>
廃棄物の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物について、令和 2 年度のごみと資源の総量は約 1,200 千トンで、基準年度である平成 21 年度（1,275 千トン）と比較して、約 75 千トンの削減（約-5.9%）となっています。</li> <li>・産業廃棄物について、令和元年度の神奈川県の排出量は約 1,808 万トンで、最終処分量は約 28 万トン、横浜市の令和元年度の排出量は約 952 万トン、最終処分量は約 17 万トンとなっています。令和元年度の発生量に対する最終処分量の割合は、平成 30 年度と比較して、神奈川県、横浜市ともに減少しています。</li> </ul>
法令等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業と関連のある適用法令等としては、「環境基本法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の総合的な法令等、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」等の個別の法令等が該当します。</li> </ul>